居宅介護支援事業 炉暖の郷

指定居宅介護支援サービス 利 用 契 約 書

社会福祉法人 炉暖会

目 次

- 第 1条 (契約の目的)
- 第 2条(契約期間)
- 第 3条(介護支援専門員)
- 第 4条 (運営規定の概要)
- 第 5条 (居宅サービス計画作成の支援)
- 第 6条(経過観察・再評価)
- 第 7条 (医療機関等との連携)
- 第 8条 (施設入所への支援)
- 第 9条 (居宅サービス計画の変更)
- 第10条(給付管理)
- 第11条 (要介護認定等の申請に係る援助)
- 第12条 (サービスの提供の記録)
- 第13条(利用料)
- 第14条 (契約の終了)
- 第15条(秘密保持)
- 第16条 (賠償責任)
- 第17条(身分証携行義務)
- 第18条(相談・苦情対応)
- 第19条(全館注意義務)
- 第20条(本契約に定めない事項)
- 第21条(裁判管轄)

_____(以下、「利用者」といいます)と社会福祉法人 炉暖会の営む居宅介護支援事業 炉暖の郷(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅 サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供 事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は<u>今和 年 月 日</u>から利用者の要介護認定 の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない 場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその名前を文書で通知します。また、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。なお、介護支援専門員は利用者やその家族に対して居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であること、及び、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けられた理由を求める事が可能であることの説明を行います。

第4条 (運営規定の概要)

事業者の運営規定の概要(事業の目的、職員の体制、介護支援の提供方法等)は別紙、重要事項説明書に記載したとおりとします。

第5条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第6条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者 等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第7条 (医療機関等との連携)

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めるとともに、この意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画を交付します。また訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について介護支援専門員から主治医や歯科医師、薬剤師等へ必要な情報伝達を行います。

第8条 (施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第9条 (居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変 更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更 します。

第10条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康 保険団体連合会に提出します。

第11条 (要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請 を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第12条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契 約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第13条(利用料)

- 1 利用者は、事業者が提供する居宅介護支援に要する費用として、別紙重要事項説明書に記載した金額を支払いします。但し、介護保険法に基づき、利用者に代わって、利用料に相当する保険給付を受領する場合にはこの限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指 定居宅介護支援を行なう場合には、それに要した交通費の支払いを利用者に請求でき ます。
- 3 事業者は、前項に規定する費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。

第14条 (契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約 することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第15条(秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り 得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。こ の守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第16条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第17条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第18条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第19条(善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第20条(本契約に定めない事項)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊 重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第21条 (裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記銘捺印のうえ、各1通を 保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者住所静岡県沼津市足高字尾上 24 番 24事業者名社会福祉法人 炉暖会代表者氏名理事長 後藤 政美

契約者 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

(続柄)

(静岡県指定 第2271100808号) 居宅介護支援事業 炉暖の郷